

【取扱注意】熊本県内の市町村、金融機関（保証協会含む）、商工関係団体限り

熊本県制度融資（新型コロナウイルス感染症対策）関係

令和2年2月28日時点

1 制度の概要について

新型コロナウイルス感染症により売上が減少した県内中小事業者の資金繰り支援のため、2つの融資制度を新たに設けた。

(1) 外部環境の変化により経営が悪化しているとして知事が指定した者に係る分

※以下「制度（1）」と表記

名 称	金融円滑化特別資金（新型コロナウイルス感染症対策分）
利用の要件	直近1カ月の売上が前年同月比で減少又は今後2カ月の売上が前年同期比で減少見込み
融資限度額	1企業5,000万円
融資期間	1年～10年（据置期間1年以内）
貸付利率（上限金利）	3年以内 年1.70%以内 5年以内 年1.90%以内 7年以内 年2.00%以内 7年超 年2.30%以内
保証料率	利用者負担は0%（県が全額補助）
資金用途	運転資金
申込先	商工会議所、商工会、中小企業団体中央会
取扱期間	令和2年3月2日からセーフティネット保証4号（新型コロナウイルス感染症分）の指定期間の末日まで
責任共有	責任共有制度対象

(2) セーフティネット保証4号の地域指定に係る分

※以下「制度（2）」と表記

名 称	金融円滑化特別資金（セーフティネット保証4号、新型コロナウイルス感染症分）
利用の要件	直近1カ月の売上が前年同月比で20%以上減少かつ今後2カ月の売上が前年同期比で20%以上減少見込み
融資限度額	1企業1億円（通常枠5,000万円＋特別枠5,000万円）
融資期間	1年～10年（据置期間1年以内）
貸付利率（上限金利）	3年以内 年1.50%以内 5年以内 年1.65%以内 7年以内 年1.80%以内 7年超 年2.00%以内
保証料率	利用者負担は0%（県が全額補助）
資金用途	設備資金又は運転資金
申込先	商工会議所、商工会、中小企業団体中央会
取扱期間	セーフティネット保証4号（新型コロナウイルス感染症分）の指定期間の末日まで
責任共有	責任共有制度対象外

2 制度の運用についてこれまでにいただいた質問（主に関係機関から）

（問）売上減少の原因が新型コロナウイルス感染症によるものであることをどのように確認するのか。

（答）別記第6号の2様式（売上高減少理由書）にご本人が記載された内容により確認してください。

（問）制度（1）又は制度（2）により既存融資を借り換えることができるのか。

（答）新型コロナウイルス感染症の影響に伴う運転資金の需要を想定しており、既存債務を借り換えることはできません。（熊本県中小企業融資制度実施要領の「第5」「2 金融円滑化特別資金」「取扱期間等」を参照）

（問）提出書類のうち、商工団体の意見書は必要か。

（答）別記第6号の2様式（売上高減少理由書）により商工団体の確認を受けた場合には、商工団体の意見書を提出する必要はありません。（熊本県中小企業融資制度実施要領の「第1」「2 中小企業者により必要な提出書類」を参照）

（問）制度（1）は3月2日（月）開始とのことだが、制度（2）はいつから開始するのか。

（答）セーフティネット保証4号の地域指定が3月2日に告示される見込みですので、3月2日開始を予定しています。

経済産業省ホームページ参照

<https://www.meti.go.jp/press/2019/02/20200228001/20200228001.html>

（問）2種類の制度があるが、利用者にはどのように案内するか思案している。

（答）原則として制度（2）を利用、制度（2）の対象とならない方が制度（1）を利用されると想定して制度を創設しています。

	制度(1)(外部環境の変化分)	制度(2)(SN4号分)
利用要件	直近1カ月の売上高が前年同月比で減少 又は 今後2か月の売上高が減少見込み	直近1カ月の売上高が前年同月比で20%以上減少 かつ 今後2か月の売上高が前年同期比で減少見込み
融資限度額	5,000万円	通常枠5,000万円+特別枠5,000万円
融資期間	1年~10年(据置期間1年以内)	
上限利率	1.7%~2.3%	1.5%~2.0%
保証料補助 (利用者負担)	0.0%(県が全額補助)	

そのため、利用要件は制度(1)の方が広く、融資限度額や金利は制度(2)の方が利用者にとって使いやすくなっています。

なお、制度(1)は責任共有対象で制度(2)は責任共有対象外となります。

3 制度の利用についてこれまでにいただいた質問(主に事業者から)

(問) 融資はどこへ申し込めばいいのか。

(答) 申込先は、県内の商工会議所、商工会、中小企業団体中央会です。

(問) 融資の取扱期間はいつまでか。

(答) 取扱期間は、セーフティネット保証4号の地域指定の期間内です。

(年度の途中であっても、セーフティネット保証4号指定期間が終了した場合には、当制度を終了します。)

(問) 設備資金に使うことができるか。

(答) 制度(1)は運転資金のみが対象となり、設備資金にお使いいただくことはできません。制度(2)は運転資金及び設備資金にお使いいただけます。

(問) 申込にはどんな書類が必要か。

(答) 売上高減少理由書(別記第6号の2様式)が必要です。また、制度(2)では加えて、市町村で発行されるセーフティネット認定書が必要です。

また、県の制度融資の申込には申込書、印鑑証明書、直近2期の決算書(又は確定申告書)、県税に未納がないことの証明書などが必要です。

その他、申し込みをされる方により必要な書類が異なりますので、申込時にお尋ねください。